

# 令和5年度第2回大阪府地域職業能力開発促進協議会

## 資 料

- 資料1 公的職業訓練の実施状況について
- 資料2 令和6年度大阪府地域職業訓練実施計画（案）
- 資料3 令和6年度大阪府公的職業訓練効果検証ワーキンググループの  
具体的な進め方
- 資料4 その他事項
- （参考資料） 令和6年度全国職業訓練実施計画（案）



【資料 1】

## 公的職業訓練の実施状況について





## ハロートレーニング（離職者向け）の令和5年度実績（令和6年1月末現在）

### 1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

分野		総計		
		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	83	1,542	1,007
	営業・販売・事務分野	141	2,898	2,150
	医療事務分野	33	593	415
	介護・医療・福祉分野	106	1,864	1,070
	農業分野	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0
	デザイン分野	120	2,349	1,900
	製造分野	45	740	548
	建設関連分野	20	351	246
	理容・美容関連分野	43	782	609
	その他分野	21	484	375
（基礎者支援訓練）	基礎	33	557	279
合計		645	12,160	8,599
（参考） デジタル分野		202	3,862	2,858

#### 用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

##### 「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

##### 「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

##### 「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

##### 「応募倍率」

当該訓練の定員に対する受講を申し込んだ者の数の倍率。

##### 「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

##### 「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数(中途退校就職者数を除く)等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

ただし、公共職業訓練については、当該年の8月末までに終了したコース、求職者支援訓練については、当該年の7月末までに終了したコースのうち就職率の確定したコースについて集計。

##### 「デジタル分野」

IT分野(ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。)、デザイン分野(WEBデザイン系のコースに限る)等。

## 2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

令和5年度

(令和6年1月末現在)

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)						求職者支援訓練					
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練 + 求職者支援訓練 (離職者向け) (実践コース)	IT分野	27	450	263	71.6%	58.4%	71.3%	55	1,062	721	85.5%	67.9%	63.1%
	営業・販売・事務分野	71	1,490	1,188	116.6%	79.7%	72.4%	70	1,408	962	114.1%	68.3%	65.2%
	医療事務分野	15	330	195	73.9%	59.1%	70.9%	18	263	220	122.8%	83.7%	63.3%
	介護・医療・福祉分野	65	996	575	68.1%	57.7%	68.3%	41	868	495	74.1%	57.0%	75.4%
	農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	デザイン分野	31	590	507	131.0%	85.9%	58.9%	89	1,759	1,393	129.1%	79.2%	68.2%
	製造分野	1	10	7	70.0%	70.0%	-	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野	3	60	27	56.7%	45.0%	71.4%	13	176	133	127.8%	75.6%	55.8%
	理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	43	782	609	122.8%	77.9%	84.5%
	その他分野	6	130	82	156.9%	63.1%	75.0%	6	101	74	134.7%	73.3%	-
(基礎者支援訓練)	基礎	-	-	-	-	-	-	33	557	279	58.9%	50.1%	60.8%
合計		219	4,056	2,844	98.6%	70.1%	69.1%	368	6,976	4,886	106.1%	70.0%	68.7%
(参考) デジタル分野		56	1,030	762	105.3%	74.0%	64.1%	123	2,526	1,840	109.5%	72.8%	66.5%

※1月開講コースについては、合格者数を受講者数として集計

※7コース就職率未確定

## 2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

令和5年度

(令和6年1月末現在)

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)						公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	1	30	23	93.3%	76.7%	-	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
製造分野	11	335	202	74.0%	60.3%	-	33	395	339	115.2%	85.8%	88.5%
建設関連分野	4	115	86	130.4%	74.8%	-	0	0	0	-	-	-
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	4	170	137	137.1%	80.6%	-	5	83	82	127.7%	98.8%	-
合計	20	650	448	101.4%	68.9%	-	38	478	421	117.4%	88.1%	88.5%
(参考) デジタル分野	1	30	23	93.3%	76.7%	-	22	276	233	110.5%	84.4%	86.5%

大阪府立高等職業技術専門校等 令和5年度 在職者訓練(テクノ講座)実施状況

令和6年1月末現在

1 レディメイド講座

校名	年間計画		実施済					
	コース	定員	コース	定員	申込者数	受講者数	修了者数	受講率
北大阪校	12	84	7	49	58	45	40	91.8%
東大阪校	22	230	18	195	194	155	136	79.5%
南大阪校	22	252	13	157	192	128	113	81.5%
夕陽丘校	32	391	23	283	269	189	147	66.8%
障害者校	14	90	13	83	80	57	53	68.7%
小計	102	1,047	74	767	793	574	489	74.8%

2 オーダーメイド講座

校名	年間計画		実施済					
	コース	定員	コース	定員	申込者数	受講者数	修了者数	受講率
北大阪校	21	269	18	289	218	218	166	75.4%
東大阪校	13	170	8	116	87	87	84	75.0%
南大阪校	6	110	3	92	84	80	69	87.0%
夕陽丘校	2	20						
障害者校	1	7						
小計	43	576	29	497	389	385	319	77.5%

3 テクノ講座合計(レディメイド講座+オーダーメイド講座)

校名	年間計画		実施済					
	コース	定員	コース	定員	申込者数	受講者数	修了者数	受講率
北大阪校	33	353	25	338	276	263	206	77.8%
東大阪校	35	400	26	311	281	242	220	77.8%
南大阪校	28	362	16	249	276	208	182	83.5%
夕陽丘校	34	411	23	283	269	189	147	66.8%
障害者校	15	97	13	83	80	57	53	68.7%
合計	145	1,623	103	1,264	1,182	959	808	75.9%

※ テクノ講座の内、DX分野(情報系講座)

校名	年間計画		実施済					
	コース	定員	コース	定員	申込者数	受講者数	修了者数	受講率
北大阪校	2	14	1	7	12	7	6	100.0%
東大阪校	1	10	1	10	10	8	6	80.0%
南大阪校	11	112	7	72	109	66	57	91.7%
夕陽丘校	1	10						
障害者校	1	5	1	7	4			
計	16	151	10	96	135	81	69	84.4%

## 令和5年度 在職者訓練実施状況

令和6年1月末現在

### [関西職業能力開発促進センター]

区 分	実施					充足率 (受講者/定員)
	コース数	定員	訓練時間	申込者数	受講者数	
機械系	209	2,633	3,503	2,698	2,219	84.3%
オーダー型コース 実施状況(内数)	40	562	694	564	562	100.0%
電気・電子系	225	2,265	3,373	2,367	2,000	88.3%
オーダー型コース 実施状況(内数)	50	454	685	454	454	100.0%
合計	434	4,898	6,876	5,065	4,219	86.1%
オーダー型コース 実施状況内数合計	90	1,016	1,379	1,018	1,016	100.0%

### [近畿職業能力開発大学校]

区 分	実施					充足率 (受講者/定員)
	コース数	定員	訓練時間	申込者数	受講者数	
機械系	67	837	960	635	615	73.5%
オーダー型コース 実施状況(内数)	31	396	423	399	396	100.0%
電気・電子系	36	362	474	316	314	86.7%
オーダー型コース 実施状況(内数)	27	288	360	289	288	100.0%
居住系	15	201	183	158	156	77.6%
オーダー型コース 実施状況(内数)	9	141	108	141	141	100.0%
合計	118	1,400	1,617	1,109	1,085	77.5%
オーダー型コース 実施状況内数合計	67	825	891	829	825	100.0%

## 令和5年度 専門・応用課程実施状況

令和6年1月末現在

### [近畿職業能力開発大学校]

#### ○専門課程(令和5年4月入校生)

訓練科名	期間	定員	応募者数	入校者数	
生産技術科	2年	30	21	19(1)	
電気エネルギー制御科	2年	30	28	30(1)	
電子情報技術科	2年	30	36	26(2)	
住居環境科	2年	20	39	20(5)	
計		110	124	95(9)	女性数 ( )

#### ○応用課程(令和5年4月入校生)

訓練科名	期間	定員	応募者数	入校者数	
生産機械システム技術科	2年	30	25	21(1)	
生産電気システム技術科	2年	20	22	19(1)	
生産電子情報システム技術科	2年	30	31	30(0)	
建築施工システム技術科	2年	25	27	25(5)	
計		105	105	95(7)	女性数 ( )

#### ○専門課程活用型デュアルシステム

訓練科名	期間	定員	応募者数	入校者数	
メカトロニクス技術科	2年	10	1	1(0)	女性数 ( )

※令和5年7月入校生

## 令和5年度 港湾労働者訓練実施状況

### [関西職業能力開発促進センター大阪港湾労働分所]

訓練科名	期間	定員	入所者数	就職率	備考
港湾荷役科	1年	30	14(0)		

女性数( )

# ハロートレーニング（離職者向け）の令和5年度計画

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

大阪府

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	2,350	30	1,100	—	1,220
	営業・販売・事務分野	3,490	—	1,970	—	1,520
	医療事務分野	930	—	450	—	480
	介護・医療・福祉分野	2,451	—	1,191	—	1,260
	農業分野	0	—	—	—	—
	旅行・観光分野	0	—	—	—	—
	デザイン分野	2,330	—	680	—	※ 1,650
	製造分野	829	335	—	494	—
	建設関連分野	205	115	90	—	—
	理容・美容関連分野	400	—	—	—	400
	その他分野	1,830	170	190	100	1,370
求職者支援訓練（基礎コース）		1,618	—	—	—	1,618
合計		16,433	650	5,671	594	9,518
（参考） デジタル分野		4,362	30	1,780	332	2,220

※クリエト分野含む

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。





**【資料 2】**

**令和 6 年度  
大阪府地域職業訓練実施計画（案）**



# ハロートレーニング（離職者向け）の令和6年度計画

## 離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

大阪府

求職者支援訓練について、雇用失業情勢の改善傾向を踏まえ、コロナ禍前の水準に縮小するが、政府が推進するデジタル分野や求人求職ニーズの高い分野を重点的に実施することで、効果的な訓練実施を推進する。

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	1,860	30	960		870
	営業・販売・事務分野	2,780		1,480		1,300
	医療事務分野	780		420		360
	介護・医療・福祉分野	2,081		1,181		900
	農業分野	0		0		—
	旅行・観光分野	30		30		—
	デザイン分野	2,410		1,110		※ 1,300 ※クリエイティブ分野含む
	製造分野	771	315	0	456	—
	建設関連分野	215	125	90		—
	理容・美容関連分野	180		0		180
	その他分野	1,066	170	80	100	716
求職者支援訓練（基礎コース）		990	—	—	—	990
合計		13,163	640	5,351	556	6,616
(参考) デジタル分野		3,930	30	2,070	140	1,690

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

# 令和6年度大阪府地域職業訓練実施計画（案）

令和6年4月1日  
大阪労働局  
大阪府  
独立行政法人高齢・障害・求職者  
雇用支援機構大阪支部

## 第1 総則

### 1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

そのためには、国及び大阪府が職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

※公的職業訓練の実施主体

#### 【公共職業訓練】

- ・大阪府
- ・国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構〈関西職業能力開発促進センター、近畿職業能力開発大学校〉）

#### 【求職者支援訓練】

- ・国（大阪労働局）

### 2 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### 3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 第2 労働市場の動向と課題等

### 1 労働市場の動向と課題

大阪府における雇用失業情勢は、令和5年12月の有効求人倍率が1.24倍と現下の雇用失業情勢は、持ち直しの動きに弱さが見られる状況にある。一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。また、中長期的にみると、少子化による労働供給制約という課題を抱えている。

大阪府においては、女性の就業率が全国と比較して低く女性の就業が進んでいないことや、就職氷

河期世代をはじめ、希望する就職が実現できず、不本意ながら不安定な仕事についている非正規雇用労働者など、女性・若者・非正規雇用労働者の就業を促進していくことが重要な課題となっている。

また、デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づくデジタル人材の育成、製造、建設、福祉分野等人材不足が深刻な分野における人材確保がより一層重要となっている。

さらに、2025年には大阪・関西万博が開催されることとなっており、その人材確保が喫緊の課題となっている。

これらの課題解決に向け、生産性の向上や円滑な労働移動、多様な人材の労働参画に向けた職業能力開発への投資を推進していくこととされており、公的職業訓練の重要性についても高まっている。

## 2 令和5年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和5年11月末現在で215,478人（対前年同期比▲6.2%）であり、そのうち特定求職者に該当する可能性のある者の数は89,145人（対前年同期比▲8.7%）、雇用保険受給者は75,091人（対前年同期比+4.7%）となっている。

（1）令和5年度の職業訓練の受講者数は次のとおり（令和5年11月末現在）。

- ・ 公共職業訓練（施設内／離職者訓練） 524人  
大阪府 206人、関西職業能力開発促進センター 318人
- ・ 公共職業訓練（委託訓練／離職者訓練／大阪府） 2,210人  
離職者等再就職訓練 1,929人  
企業実習付き訓練 281人
- ・ 公共職業訓練（在職者訓練） 5,585人  
大阪府 959人、関西職業能力開発促進センター 3,541人、近畿職業能力開発大学校 948人
- ・ 公共職業訓練（学卒者訓練） 634人  
大阪府 239人、近畿職業能力開発大学校 381人 大阪港湾労働分所 14人
- ・ 障がい者等に対する公共職業訓練（施設内/大阪府） 270人
- ・ 障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練（短期委託訓練／大阪府） 69人
- ・ 求職者支援訓練 4,034人

（2）令和5年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）※1 施設内訓練 大阪府 94.5%  
関西職業能力開発促進センター 88.2%
- ※2 委託訓練 77.5%
- ・ 求職者支援訓練 ※3 基礎コース 52.9%  
実践コース 67.1%

※1 令和5年12月末現在

※2 令和5年8月末までに終了した訓練の就職率で令和4年度に実施した訓練を含む。

※3 令和5年4月から7月末までの訓練修了者等の訓練修了後3ヶ月の雇用保険適用就職率

## 第3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

離職者等を対象とする公的職業訓練については、2025年に開催される大阪・関西万博なども踏まえ、デジタル分野等成長が見込まれる分野、製造、建設、福祉分野等人材不足が深刻な分野における人材育成に重点を置き、訓練コースを設定する。また、「就職氷河期世代等正規雇用を希望しながら非正規雇用で働き続けている者」、「ひとり親家庭の父母」、「若年者」、「障がい者」、「中高年齢者」「高齢者」等の人材育成に資する訓練を実施する。さらに、多様な事情を抱える求職者等が、生活との調和を保ちつつ職業訓練を受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コース、オンラインを活用した訓練コース（eラーニング含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

#### 第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

##### 1 離職者に対する公的職業訓練

###### (1) 施設内訓練に係る実施規模と分野

- ・大阪府は、7科目、305人（障がい者向け訓練を除く）の定員で実施する。
- ・訓練受講者の就職率は80%を目指す。
- ・府立高等職業技術専門学校は、15歳以上の離職者を対象に訓練期間6か月以上の訓練を実施する。

校名	定員	科目名
東大阪高等職業技術専門学校	135人	電気工事科、機械CADデザイン科、ビル管理科
南大阪高等職業技術専門学校	20人	空調設備科
夕陽丘高等職業技術専門学校	150人	ビル設備管理科、ビルクリーニング管理科 建築内装CAD科
合計	305人	7科目

- i 一人親家庭と高齢者層を支援するため、「ひとり親家庭の親優先枠」「高齢者優先枠」（年間合計70人）を設定【夕陽丘高等職業技術専門学校】

- ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部では、13科目、556人の定員で実施する。
- ・訓練受講者の就職率は82.5%を目指す。

校名	定員	科目名
関西職業能力開発促進センター	556人	CAD/CAM技術科、メカニカルデザイン科、 同（橋渡し訓練）、CAD・NC技術科、同（短期デュアル）、ものづくりサポート技術科、メタルワーク科、電気設備技術科、IoTシステム開発科、同（橋渡し訓練）、ICTエンジニア科、同（短期デュアル）、ものづくりロボット技術科
合計	556人	13科目

- i 子育て中の方等の訓練受講を容易にするために全ての科目で託児サービスを提供  
ii ITリテラシーに関する学科を全ての科目に導入

###### (2) 委託訓練に係る実施規模と分野

- ・大阪府は、213コース、5,351人の定員で実施する。
- ・訓練受講者の就職率は80%を目指す。

訓練種別	コース数	定員	主な訓練科目
離職者等再就職訓練	185	4,791人	Webデザイン+プログラミング基礎科（4か月） 介護職員初任者養成研修科（2か月） 保育士養成コース（2年） 医療事務+OA基礎科（3か月） 日本語教師養成科（5か月） 経理事務実践科（4か月） 自由提案科目（宅建士・FP・簿記マスター科（3か月）、デジタルマーケティング科（6か月）他）

離職者等再就職訓練 (企業実習付)	28	560人	グラフィックデザイン実践科(4か月) クラウドエンジニア基礎実践科(4か月) 経理事務エキスパート実践科(5か月) AIプログラマー基礎実践科(5か月) 等
合計	213コース	5,351人	

- i 子育て中の方等を支援するため、離職者等再就職訓練のうち知識等習得コース及び企業実習付きコースの全198コースに「ひとり親家庭の父母優先枠」を設定(優先枠939人)、託児サービス付きのコースを設定(158コース)
- ii 子育て中の方等に配慮した短時間訓練コースを設定(40人)
- iii 能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象に、国家資格等の高い職業能力の習得により、正社員就職を目指す「長期高度人材育成コース」の継続(176人)

(3) 求職者支援訓練に係る実施規模と分野

- ・令和6年度においては、引き続き、非正規雇用労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けられない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練認定規模6,616人を上限とする。基礎的能力を習得する職業訓練(基礎コース)を全体の15%、実践的能力を習得する職業訓練(実践コース)を全体の85%設定する。
- ・訓練修了者の雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

	認定上限値	(占有率)
基礎コース計	990人	(15%)
実践コース計	5,626人	(85%)
デジタル	1,690人	
(I T)	(870人)	
(WEBデザイン系)	(820人)	
介護福祉	900人	
営業・販売・事務	1,300人	
医療事務	360人	
クリエイト・デザイン(WEB系除く)	480人	
理美容	180人	
その他	536人	
若者正社員育成コース	180人	
計	6,616人	

- ・これまで公的職業訓練の実施機会が少なかった地域(大阪市地域以外)での訓練機会を確保するため、基礎コースの計画数の一部に「地域ニーズ枠」を設ける。また、若者の正社員就職を目指すための訓練設定を行うため、実践コースの計画数の一部に「地域ニーズ枠」を設ける。地域ニーズ枠については、実績の有無にかかわらず新規枠と同様の方法で選定する。
- ・子育て中や介護中や在職中の求職者の訓練受講機会確保のための職業訓練コースの設定や、若者の正社員就職を目指すための訓練の設定に努めるとともに、人材不足分野とされている分野・職種についても、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。

- ・新規参入枠については、上記訓練認定規模に対して下記割合を上限に認定する。
  - 基礎コース（地域ニーズ枠以外） 30%
  - 実践コース（地域ニーズ枠以外） 10%
- 注 地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。
  - 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、
    - (ア)新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。
    - (イ)実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
    - (ウ)地域ニーズ枠は、実績の有無に関わらず新規参入枠と同様の方法で認定する。
- ・大阪府地域においては、1か月ごとに求職者支援訓練を認定する。認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、大阪労働局及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部のホームページで周知する。
- ・訓練実施機関が申請書提出期間内に申請できる件数は、基礎コースと実践コースを合わせて2コースを上限とし、且つ、同一の種類（基礎コース又は実践コース）で同一の分野を申請できる件数は1コースを上限とする（基礎コース「02 I T 分野」1コースと実践コース「02 I T 分野」1コースの計2コースの申請は、基礎コースと実践コースで別となるため申請は可）。
  - なお、若者正社員育成コースは、申請件数の上限では1件の申請として取り扱うが、同一の分野の1コースの上限では適用しない（実践コース「02 I T 分野」1コースと、若者正社員育成コース「02 I T 分野」1コースの、計2コースの申請は可）。
- ・訓練1コースの定員上限を25人とする。
  - なお、各分野とも、地域ニーズ枠、新規参入枠、実績枠の上限を超える定員では申請できないこと。
- ・eラーニングコースの認定数は、各月とも実践コースの認定定員上限数の1割程度とする。
- ・第2四半期以降においては、定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となったコースの繰越し分について、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とする。

## 2 在職者に対する公共職業訓練

在職者を対象に、機械・電気・ビジネス能力などのキャリアアップのための訓練を実施する。

- ・大阪府は、87コース、941人の定員で実施する。

校名	コース数	定員	科目名
北大阪高等職業技術専門校	12	107人	有接点リレーシーケンス制御入門科、実習で学ぶPLCシーケンス制御基本科、プログラミングの初歩科、建築パース入門科等
夕陽丘高等職業技術専門校	32	378人	建築CAD科、消防設備士試験対策科、労務管理業務の基礎科、ビル清掃実務科等
東大阪高等職業技術専門校	21	210人	機械CAD科、電気工事士受験対策科、マシニングセンタープログラム科、機械図面の読み方・描き方科等



南大阪高等職業技術専門校	22	246 人	冷凍機械責任者受験対策科、電気基礎知識科、ITパスポート試験対策科、低圧電気取扱業務特別教育科等
合 計	87 コース	941 人	

・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部は、555 コース、6,997 人の定員で実施する。

校 名	コース数	定 員	科 目 名
関西職業能力開発促進センター	434	5,015 人	メカトロニクス技術科、産業機械科、制御技術科、生産技術科、電気技術科、電子技術科、電気エネルギー制御科、建築設備科
近畿職業能力開発大学校	121	1,982 人	建築科、住居環境科、生産技術科、電気エネルギー制御科、電気技術科、電子技術科、電子情報技術科
合 計	555 コース	6,997 人	

i 上記計画以外に生産性向上支援訓練(定員 2,400 人)を計画し、DX人材育成の推進に寄与する技能・知識等を習得するための訓練コースの設定を推進【関西職業能力開発促進センター】

・大阪府は、障がい者向けの在職者訓練を、14 コース、90 人の定員で実施する。

校 名	コース数	定 員	科 目 名
大阪障害者職業能力開発校	14	90 人	表計算データ活用基礎科、プログラミング基礎科、機械CAD基礎科
合 計	14 コース	90 人	

### 3 学卒者に対する公共職業訓練

18 歳以上の若者を主な対象に、ものづくり分野等の人材を育成するための施設内訓練を実施する。

・大阪府は、13 科目、335 人の定員で実施する。

・訓練受講者の就職率は 90%を目指す。

校 名	定 員	科 目 名
北大阪高等職業技術専門校	150 人	3Dモデルクラフト科、ロボテックオートメーション科、ICTプログラミング科、建築設計科、建築設備科、建築インテリア科
東大阪高等職業技術専門校	45 人	ものづくり金属科、プロダクトサポート科
南大阪高等職業技術専門校	140 人	自動車・車体整備科、情報通信科、Webプログラミング科、電気主任技術科、化学ビジネス科
合 計	335 人	13 科目

- ・(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構大阪支部は、10科目、460人の定員で実施する。
- ・訓練受講者の就職率は95%を目指す。

校名	定員	科目名
近畿職業能力開発大学校	430人	生産技術科、生産機械システム技術科、電気エネルギー制御科、生産電気システム技術科、電子情報技術科、生産電子情報システム技術科、住居環境科、建築施工システム技術科、メカトロニクス技術科
関西職業能力開発促進センター 大阪港湾労働分所	30人	港湾荷役科
合計	460人	10科目

#### 4 障がい者等に対する公共職業訓練

##### (1) 施設内訓練に係る実施規模と分野

- ・大阪府は、25科目、308人の定員で実施する。
- ・訓練受講者の就職率は80%を目指す。

校名	定員	科目名
北大阪高等職業技術専門校	20人	ワークトレーニング科
夕陽丘高等職業技術専門校	40人	ワークアシスト科、キャリアチャレンジ科、ジョブステップ科
大阪障害者職業能力開発校	115人	CAD技術科、OAビジネス科、Webデザイン科、オフィス実践科、ワークサービス科、職域開拓科、Jobチャレンジ科
大阪障害者職業能力開発校 障害者特別委託訓練	133人	ビジネス科、情報処理科、オフィス実務科、ビジネスパートナー科、ワーキングスキル科、ワークアドバンス科、ジョブ・コミュニケーション科、ICTテレワーク科、OA実務科、実務作業科、総合流通科、パン・菓子製造科、園芸科、グリーンハーベスト科
合計	308人	25科目

##### (2) 委託訓練に係る実施規模と分野

- ・大阪府は、188人の定員で実施する。
- ・訓練受講者の就職率は55%を目指す。

訓練種別	定員	訓練月数
知識・技能習得訓練コース (集合訓練)	29人	3か月
知識・技能習得訓練コース (日本版デュアルシステム)	24人	4か月
実践能力習得訓練コース	45人	1か月
eラーニングコース	15人	3か月
支援学校等早期訓練	25人	1か月
在職者訓練コース	50人	3か月以内
合計	188人	

## 第5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

### 1 関係機関との連携 ～大阪府内における資源をフル活用～

大阪労働局、大阪府、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部、有識者、産業界、職業訓練機関等が連携し、大阪府内における職業訓練ニーズに応じた訓練を総合的かつ一体的に企画立案、実施するとともに、職業訓練機関と公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）、OSAKA しごとフィールド等の就業支援機関が連携し、訓練から就職までを一貫して支援する。

### 2 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

### 3 公的職業訓練の周知・広報の実施

公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」やロゴマーク「ハロトレくん」「とれゴン」を使用し、公的職業訓練について広く求職者に周知するため、大阪労働局、大阪府、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部が連携し、以下の事項に取り組む。

- (1) 訓練コース周知用冊子、ポスター等を作成、府内関連施設等へ配布し、広く制度の周知を行う。  
また、ハローワークにおいて、公的職業訓練が有効と見込まれる者等（生活困窮者、ひとり親等）に的確な誘導が図られるよう引き続き取り組む。
- (2) 職業能力開発機会を必要とする求職者を適切に誘導するため、大阪府立高等職業技術専門校及び関西職業能力開発促進センターにおける訓練校説明会、オープンキャンパス等を実施する。また、各ハローワークにおいて職業訓練機関による学校説明会を定期的に開催する。
- (3) わかものハローワーク利用者等に対し、訓練校見学会・事業所見学会等を周知し、若者の職種志向の転換を図る。また、マザーズハローワーク・ハローワーク内マザーズコーナーにおいて、託児サービス付き訓練や短時間訓練コースの説明会を開催する。
- (4) ハローワークにおいて、企業における在職者訓練の活用促進が確実に図られるよう、積極的な周知広報を行う。

### 4 地域におけるリスキリングの推進に関する事業

地域に必要な人材を確保するため、経営者等の意識改革・理解促進や、従業員（在職者）の理解促進、リスキリング実施の支援など、リスキリングの推進に資する事業を実施することができる。

なお、具体的な事業の実施に当たっては、大阪府地域職業能力開発促進協議会において報告する。

### 5 職業訓練の効果的な実施のための取組

公的職業訓練効果検証ワーキンググループにより得えられた、以下の検証結果に留意して訓練効果を向上させるよう取り組む。

訓練効果が期待できる内容としては、基礎的知識や技能の習得、スキルアップへのモチベーションやチームスキルの向上、社会人としての基本的スキルや業界知識を学べる機会の提供がある。

また、訓練効果を上げるために改善すべき内容としては、技術の進歩や社会の変化に対応するため、訓練カリキュラムの不断のブラッシュアップがある。

なお、改善促進策としては、新たに公的職業訓練を実施する訓練実施機関や、就職率が芳しくない訓練実施機関に対し、機会を捉え上記訓練効果が期待できる内容を周知する。



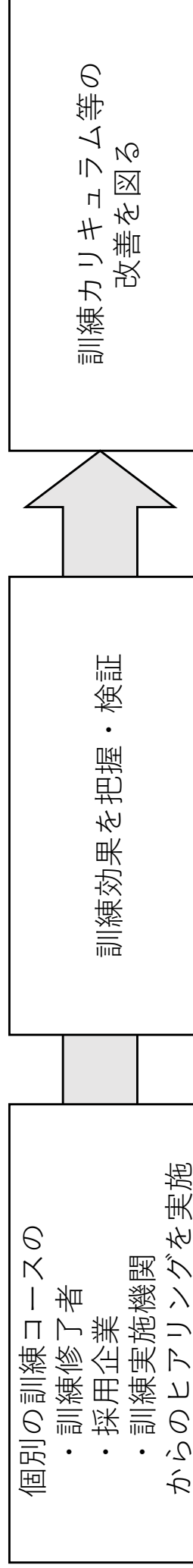
令和6年度  
大阪府公的職業訓練効果検証ワーキング  
グループの具体的な進め方



# 公的職業訓練効果検証ワーキンググループ

## ■ 目的

地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したものとなっているか、訓練効果等が上がっているか等の検証を行い、当該検証結果を踏まえた見直しを行う。



## ■ 構成員

大阪労働局、大阪府、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部  
※必要に応じて、大阪府地域職業能力開発促進協議会構成員の中から任意の者を追加できる。

## ■ 令和6年度の進め方

R6年3月19日 令和5年度第2回大阪府地域職業能力開発促進協議会で検証対象となる訓練分野を選定

R6年4～6月頃 ワーキンググループ（WG）は選定された分野の中から訓練コースを3コース以上選定し、各コースの対象にヒアリングを実施（ヒアリング対象：訓練修了者、訓練修了者の採用企業、訓練実施機関）

R6年7～9月頃 WGは、ヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体について「訓練効果が期待できる内容」、「訓練効果を上げるために改善すべき内容」を整理 ⇒ 改善促進策（案）を検討

R6年10月頃 WGは、令和6年度第1回大阪府地域職業能力開発促進協議会に改善促進策（案）を報告

# 令和6年度の検証対象分野（案）

## デジタル分野

- （理由）
- デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化を推進するとされている。今後、幅広く企業におけるDX推進人材の確保・育成が必要となることから、DX推進スキル標準対応訓練の拡充が求められている。
  - 大阪府内のデジタル分野の離職者向け公的職業訓練は応募倍率が高く求職者のニーズがあると考えられることに加え、大阪府内におけるIT分野の求人規模が比較的大きい。
- 上記により、令和5年度に引き続き訓練コースの内容が求人ニーズに即しているか検証していくことが効果的であると考えられるため。

# 令和6年度のヒアリング内容（案）

## 訓練修了者

- ▶ 訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ▶ 訓練内容のうち、就職後にあまり活用できていないもの
- ▶ 就職後に感じた、訓練で学べたより良かった知識やスキル
- ▶ 訓練内容のうち、チームで働くために必要なスキル（コミュニケーション力、傾聴力、協調性など）を高めるために効果的だったこと
- ▶ 訓練内容のうち、就労意欲を高めるために効果的だったこと
- ▶ 資格の取得予定
- ▶ その他公的職業訓練へのご意見

## 採用企業

- ▶ 採用するにあたって決め手となったこと
- ▶ 採用選考で職業訓練を受講していたことの評価
- ▶ 訓練内容のうち、採用後の仕事で役に立っているもの
- ▶ 訓練内容や訓練期間が、カリキュラムの訓練目標（仕上がり像）に到達するために適切か
- ▶ 訓練で、より一層習得しておいてほしい知識やスキル
- ▶ 採用するにあたり、訓練未受講者と比較して訓練修了者に期待すること
- ▶ 採用するにあたり、資格を取得していることの評価
- ▶ その他公的職業訓練へのご意見

## 訓練実施機関

- ▶ 訓練実施にあたって工夫している点
- ▶ 就職に資するものとして重点点としている科目
- ▶ チームで働くために必要なスキル（コミュニケーション力、傾聴力、協調性など）を高めるための取り組み
- ▶ 急速に発展するIT業界において新たな技術に対応するための工夫
- ▶ キャリアコンサルティングの実施状況
- ▶ 受講生の就労意欲を高めるために行っている取り組み
- ▶ 訓練実施にあたって国への要望



【資料4】

## その他事項



## 教育訓練給付制度の指定講座の状況等

# 教育訓練給付の概要

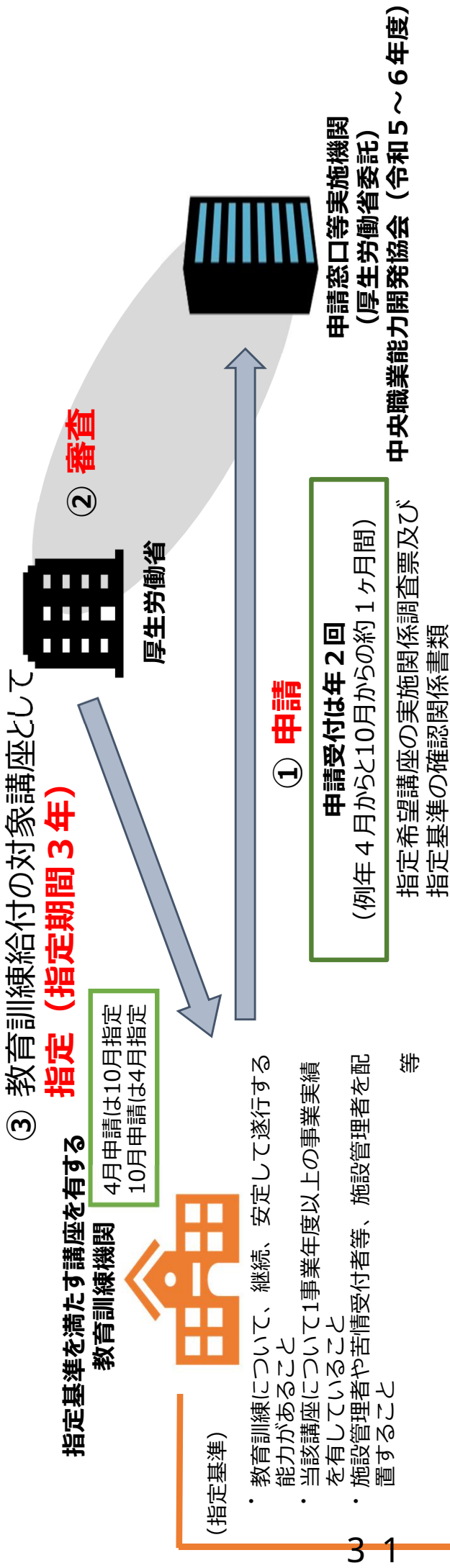
労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付	特定一般教育訓練給付	一般教育訓練給付
給付内容	<p>&lt;特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象&gt;</p> <p>受講費用の<b>50%</b>（上限<b>年間40万円</b>）を6か月ごとに支給。</p> <p>※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、受講費用の<b>20%</b>（上限<b>年間16万円</b>）を追加支給。</p>	<p>&lt;特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象&gt;</p> <p>受講費用の<b>40%</b>（上限<b>20万円</b>）</p>	<p>&lt;左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象&gt;</p> <p>受講費用の<b>20%</b>（上限<b>10万円</b>）</p>
支給要件	<p>○ <b>在職者又は離職後1年以内</b>（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者</p> <p>○ <b>雇用保険の被保険者期間3年以上</b>（初回の場合、</p>	<p>○ <b>2年以上</b>、特定一般教育訓練給付は<b>1年以上</b>）の者</p>	<p>○ <b>1年以上</b>）の者</p>
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
○ 講座指定要件	<p><b>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</b></p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程</p> <p>② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム <b>文部科学省連携</b></p> <p>③ 専門職大学院</p> <p>④ 大学等の職業実践力育成プログラム <b>文部科学省連携</b></p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座<b>経済産業省連携</b></p> <p>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程</p>	<p><b>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</b></p> <p>① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等</p> <p>② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</p> <p>③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム <b>文部科学省連携</b></p>	<p><b>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</b></p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、<b>訓練効果の客観的な測定が可能なもの</b>（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）</p>

(注) 講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績。

# 教育訓練給付の指定申請等の概要

## 1. 教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



## 2. 教育訓練給付を受給するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要



# 教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など

## 輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許  
 中型自動車第一種・第二種免許  
 大型特殊自動車免許  
 準中型自動車第一種免許  
 普通自動車第二種免許  
 フォークリフト運転技能講習  
 フォークリフト運転技能講習  
 けん引免許  
 車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習  
 移動式クレーン運転士免許  
 クレーン・デリック運転士免許

## 情報関係

第四次産業革命スキル習得講座

ITSSレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等)

ITSSレベル3以上(120時間未満)又は

ITSSレベル2以上の資格取得を目指す講座(基本情報技術者試験等)

ITパスポート  
 Webクワイター能力認定試験  
 Illustratorクワイター能力認定試験  
 CAD利用技術者試験

## 専門実践教育訓練給付

最大で受講費用の70%(年間最大56万円)を受講者に支給



## 専門的サービス関係

キャリアコンサルタント  
 社会保険労務士試験  
 アイナシヤル・フランジング技能認定試験  
 行政書士、税理士  
 中小企業診断士試験  
 通関士、マンション管理士試験  
 司法書士、弁理士  
 気象予報士試験  
 土地家屋調査士  
 司書・司書補  
 産業カウンセラー試験  
 公認内部監査人認定試験

## 事務関係

Microsoft Office Specialist 2016  
 VBAエキスパート  
 簿記検定試験(日商簿記)  
 日本語教員、IELTS  
 日本語教育能力検定試験  
 実用英語技能検定(英検)  
 TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT  
 中国語検定試験  
 HSK漢語水平考試  
 「ハングル」能力検定  
 建設業経理検定

## 特定一般教育訓練給付

受講費用の40%(上限20万円)を受講者に支給



## 医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)  
 社会福祉士  
 保育士  
 看護師、准看護師、助産師  
 精神保健福祉士、はり師  
 柔道整復師、歯科技師  
 理学療法士、作業療法士  
 言語聴覚士、栄養士  
 管理栄養士、保健師  
 美容師、理容師  
 あん摩マッサージ指圧師  
 さゆう師、臨床工学技士  
 視能訓練士  
 臨床検査技師  
 主任介護支援専門員研修  
 介護支援専門員実務研修  
 介護福祉士実務者研修  
 介護職員初任者研修  
 特定行為研修  
 喀痰吸引等研修  
 福祉用具専門相談員  
 登録販売者  
 衛生管理者免許試験  
 医療事務技能審査試験  
 医療事務認定実務者(R)試験  
 調剤薬局事務検定試験  
 健康管理士一般指導員資格認定試験  
 メンタルヘルスマネジメント検定試験

## 営業・販売関係

調理師  
 宅地建物取引士資格試験  
 インテリアコーディネーター  
 パーソナルカリスト検定  
 ソムリエ呼称資格認定試験  
 国内旅行業務取扱管理者試験

## 技術関係

測量士補、電気工事士  
 航空運航整備士  
 自動車整備士  
 海技士  
 電気主任技術者試験  
 建築士  
 技術士  
 土木施工管理技術検定  
 建築施工管理技術検定  
 管工事施工管理技術検定  
 電気通信工事担任者試験

## 製造関係

製菓衛生師  
 パン製造技能検定試験

## 一般教育訓練給付

受講費用の20%(上限10万円)を受講者に支給



## 大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾、家政、医療、経理、簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)  
 職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学・工業など)  
 キャリア形成促進プログラム(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

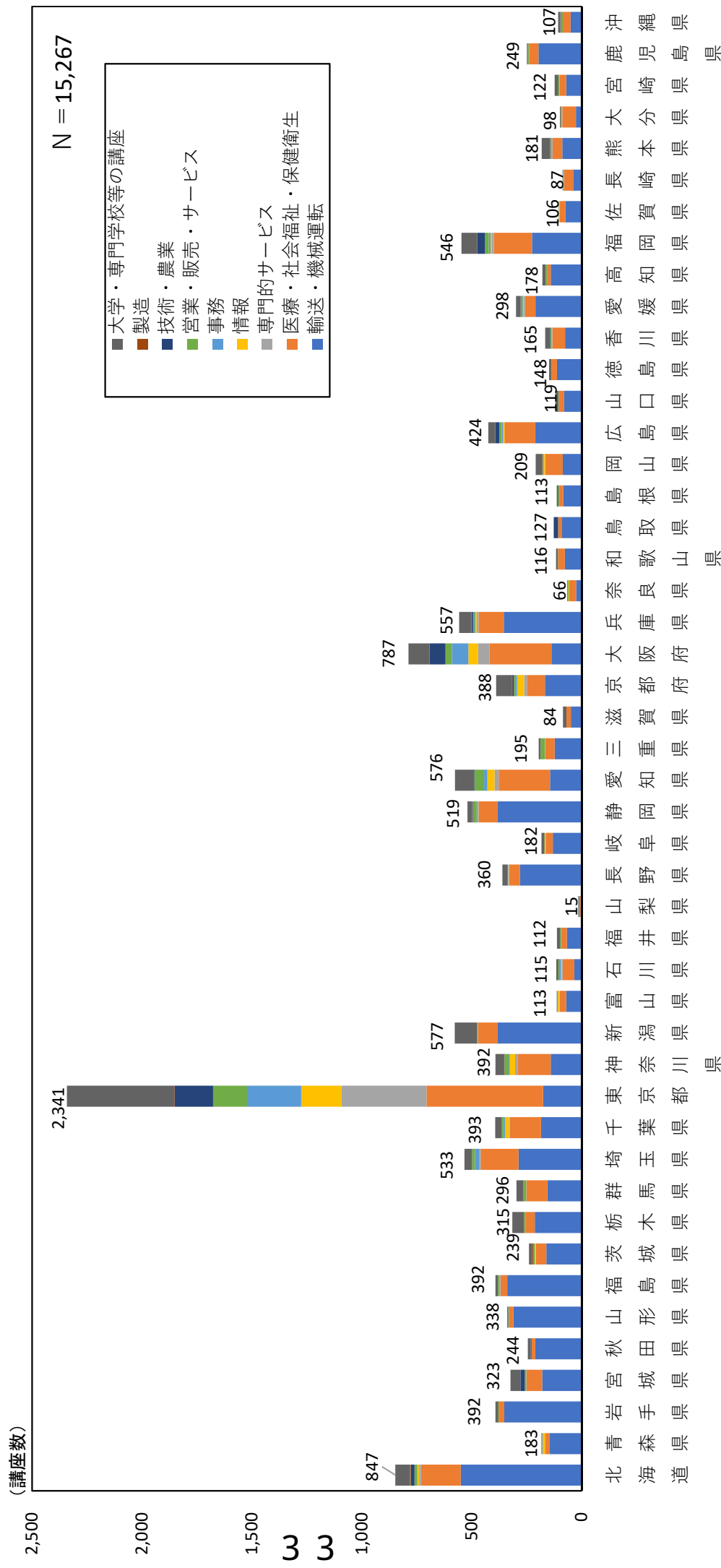
短時間の職業実践力育成プログラム(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム(文化教養関係)

修士・博士  
 履修証明  
 科目等履修生

## 指定講座の状況（訓練機関の所在地・分野別）（令和5年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2,300講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、新潟県、愛知県順に多くなっている。
- 東京都の指定講座を分野別にみると、特に「専門的サービス関係」「情報関係」「情報関係」では指定講座の4～5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開催している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。  
 資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

# 大阪府における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和5年10月1日時点）

○

	全国				大阪府				
	計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般	
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2460	-	80	2380	27	-	0	27
	中型自動車第一種免許	1688	-	56	1632	23	-	5	18
	準中型自動車第一種免許	763	-	32	731	22	-	4	18
	大型特殊自動車免許	676	-	20	656	2	-	0	2
	大型自動車第二種免許	661	-	33	628	13	-	0	13
	フォークリフト運転技能講習	301	-	3	298	19	-	1	18
	けん引免許	152	-	12	140	9	-	0	9
	その他	972	-	15	957	22	-	0	22
	医療事務技能審査試験	7	-	-	7	0	-	-	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1538	295	21	1222	99	24	0	75
	介護支援専門員	107	-	64	43	6	-	0	6
	喀痰吸引等研修修了	57	-	14	43	4	-	4	0
	介護職員初任者研修	277	-	75	202	27	-	7	20
看護師	287	280	0	7	19	15	0	4	
特定行為研修	265	-	67	198	20	-	1	19	
社会福祉士	164	125	6	33	15	14	1	0	
保育士	126	108	3	15	10	8	1	1	
精神保健福祉士	111	85	0	26	13	13	0	0	
歯科衛生士	115	112	0	3	9	7	0	2	
その他	569	415	9	145	60	42	0	18	
税理士	205	-	0	205	25	-	0	25	
社会保険労務士試験	118	-	3	115	10	-	3	7	
行政書士	50	-	0	50	5	-	0	5	
その他	178	22	0	156	12	2	0	10	
専門的サービス関係									



# 大阪府における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和5年10月1日時点）

○

情報関係	Microsoft Office Specialist	75	-	-	-	75	14	-	-	14	
	CAD利用技術者試験	25	-	-	-	25	3	-	-	3	
	Webクリエイター能力認定試験	47	-	-	-	47	9	-	-	9	
	第四次産業革命スキル習得講座	129	129	-	-	-	3	3	-	-	
	その他	128	3	10	-	115	15	0	0	15	
	TOEIC	166	-	-	-	166	50	-	-	50	
	簿記検定試験（日商簿記）	84	-	-	-	84	6	-	-	6	
	中国語検定試験	32	-	-	-	32	8	-	-	8	
	「ハングル」能力検定	5	-	-	-	5	2	-	-	2	
	実用フランス語技能検定試験	4	-	-	-	4	1	-	-	1	
営業・販売・サービス関係	日本語教員	53	-	-	-	53	5	-	-	5	
	その他	80	-	-	-	80	3	-	-	3	
	宅地建物取引士資格試験	122	-	4	-	118	14	-	4	10	
	その他	371	295	0	-	76	11	14	(4)	1	
	計	34	11	0	0	23	3	1	0	2	
	製造関係	建築士	56	-	0	-	56	0	-	0	0
		建築施工管理技術検定	51	-	0	-	51	16	-	0	16
		土木施工管理技術検定	59	-	0	-	59	14	-	0	14
		その他	226	19	3	-	204	41	2	3	36
		修士・博士	624	-	-	-	624	18	-	-	18
大学・専門学校等の講座関係	キャリア形成促進プログラム	6	5	1	-	-	0	0	0	-	
	職業実践専門課程	664	664	-	-	-	45	-	-	-	
	職業実践力育成プログラム	240	198	42	-	-	24	20	4	-	
	専門職大学院	95	94	-	-	1	5	5	-	0	
	科目等履修生	15	-	-	-	15	0	-	-	0	
	履修証明	28	-	-	-	28	2	-	-	2	
	その他	1	1	0	-	-	0	0	0	-	
	計	1,489	1,489	47	1	1,537	141	27	4	4	

35

# 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和4年度）

○ 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。

## ○ 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数）（※1）		専門実践（延べ受給者数）（※2）		支給額（千円）	特定一般＋一般	支給額（千円）		専門実践（初回受給者数）（※1）	専門実践（延べ受給者数）（※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般（受給者数）	支給額（千円）
		専門実践（初回受給者数）（※1）	専門実践（延べ受給者数）（※2）	専門実践（初回受給者数）（※1）	専門実践（延べ受給者数）（※2）			支給額（千円）	支給額（千円）					
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	138,367	25	滋賀県	318	702	99,725	726	23,206	
2	青森県	234	702	73,896	595	20,004	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	63,164	
3	岩手県	295	605	55,629	983	31,724	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	238,923	
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	50,481	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	132,518	
5	秋田県	178	411	31,559	588	15,223	29	奈良県	378	926	116,608	681	25,590	
6	山形県	155	409	43,506	702	22,148	30	和歌山県	174	385	42,780	637	21,433	
7	福島県	271	707	84,568	1,118	40,682	31	鳥取県	89	273	36,817	344	10,887	
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	54,191	32	島根県	121	353	43,623	373	10,514	
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	36,304	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	42,922	
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	38,462	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	74,988	
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	186,810	35	山口県	268	724	73,401	725	25,078	
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	153,299	36	徳島県	146	339	38,071	425	15,239	
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	601,181	37	香川県	268	916	125,619	559	18,529	
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	284,120	38	愛媛県	422	996	110,033	787	28,486	
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	59,357	39	高知県	121	450	66,650	420	15,420	
16	富山県	152	301	32,304	537	16,615	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	109,967	
17	石川県	222	554	58,305	461	15,666	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	12,324	
18	福井県	166	333	26,327	516	17,162	42	長崎県	314	894	93,452	449	15,567	
19	山梨県	126	354	40,548	269	6,629	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	34,736	
20	長野県	380	885	97,055	1,315	38,635	44	大分県	271	830	99,166	564	17,917	
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	34,660	45	宮崎県	294	923	105,227	544	16,143	
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	77,780	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	24,809	
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	187,616	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	19,877	
24	三重県	343	912	115,924	1,076	37,052		全国計	35,906	96,301	13,829,376	81,282	3,162,912	

（※1）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

資料出所：厚生労働省「雇用保険事業年報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

# 教育訓練給付制度における地域の訓練二一ズを踏まえた指定講座拡大の取組

## 【背景】

- 主体的なリ・スキリングによる能力向上支援の充実に向けて、労働者が厚生労働大臣が指定する講座を受講、修了した場合にその費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付制度の指定講座の拡大が求められている。<sup>(※)</sup>
- 一方で、労働政策審議会では、教育訓練給付の指定講座について地域ごとの偏りが指摘されているところ。

## 【対応】

こうした状況に対応するため、

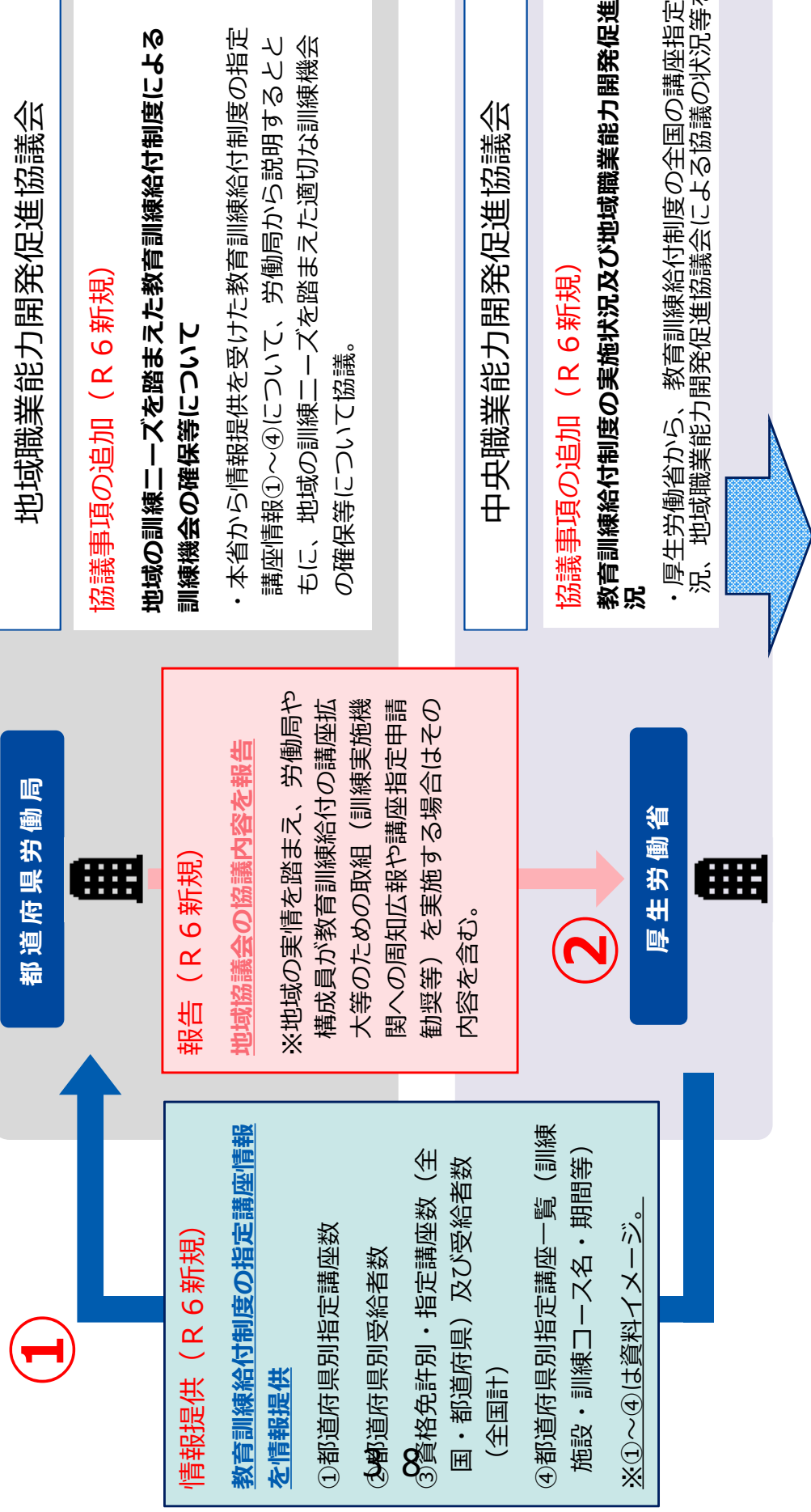
- 地域の職業能力開発促進協議会を通じて地域毎の訓練二一ズ等を把握
  - 把握した訓練二一ズの高い分野や地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施
- 等により、地域の訓練二一ズを踏まえた指定講座の拡大をはかる。

※ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」令和5年6月16日閣議決定（抜粋）

- ・ 「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を用途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。
- ・ デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（本年4月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。

# 教育訓練給付制度における地域の訓練二一ズを踏まえた指定講座の拡大

○ リ・スキリングによる能力向上支援を推進するため、地域職業能力開発促進協議会を活用して教育訓練給付制度にかかる地域の訓練二一ズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。



○ 地域職業能力開発促進協議会や中央職業能力開発促進協議会の議論を踏まえ、訓練二一ズの高い分野や、地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、**厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施。**



## 大阪府地域職業能力開発促進協議会設置要綱（改正案）

### 1 目的

大阪労働局及び大阪府は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、大阪府域において、地域の関係者が参画し、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

### 2 構成員

(1) 地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者（団体の場合は、団体が推薦する者）を構成員とし、大阪労働局長が委嘱する。

① 学識経験者

② 事業主団体

公益社団法人関西経済連合会

大阪商工会議所

大阪府中小企業団体中央会

③ 労働者団体

日本労働組合総連合会大阪府連合会

④ 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部

一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会

大阪府職業能力開発協会

一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会

⑤ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体

⑥ 近畿経済産業局

⑦ 大阪府

⑧ 大阪労働局

(2) 必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### 3 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

#### 4 会 長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### 5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回以上の開催とする。

#### 6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等について
- (6) その他必要な事項に関する事。

#### 7 事務局

事務局は、大阪労働局職業安定部に置く。

#### 8 その他

- (1) 議事会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

#### 9 附則

附則として施行日を定めることとし、施行日は協議会の開催日とする。

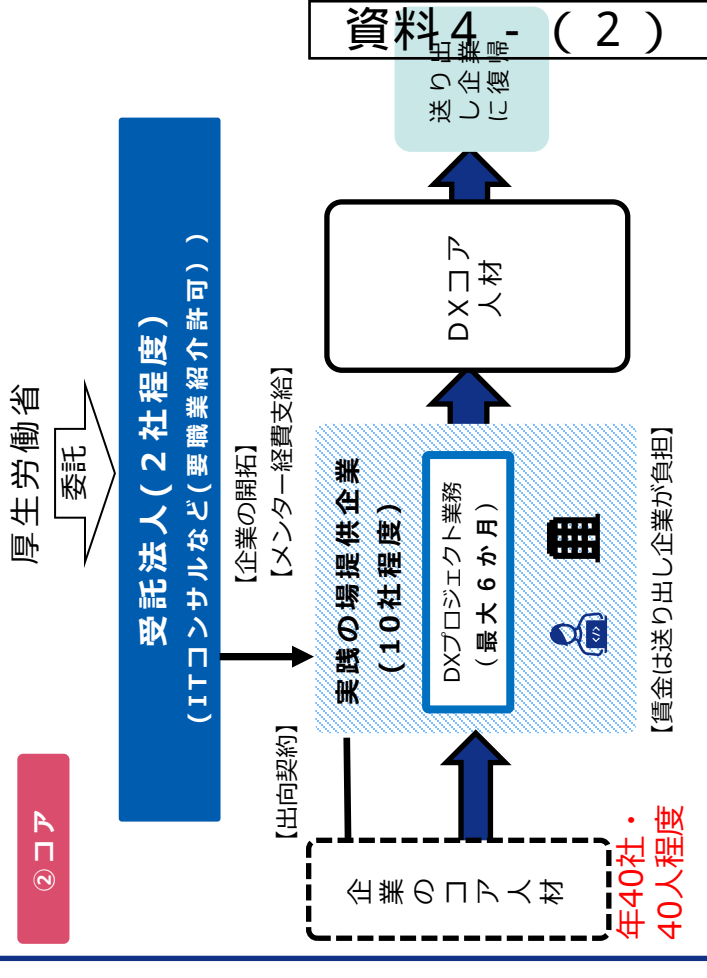
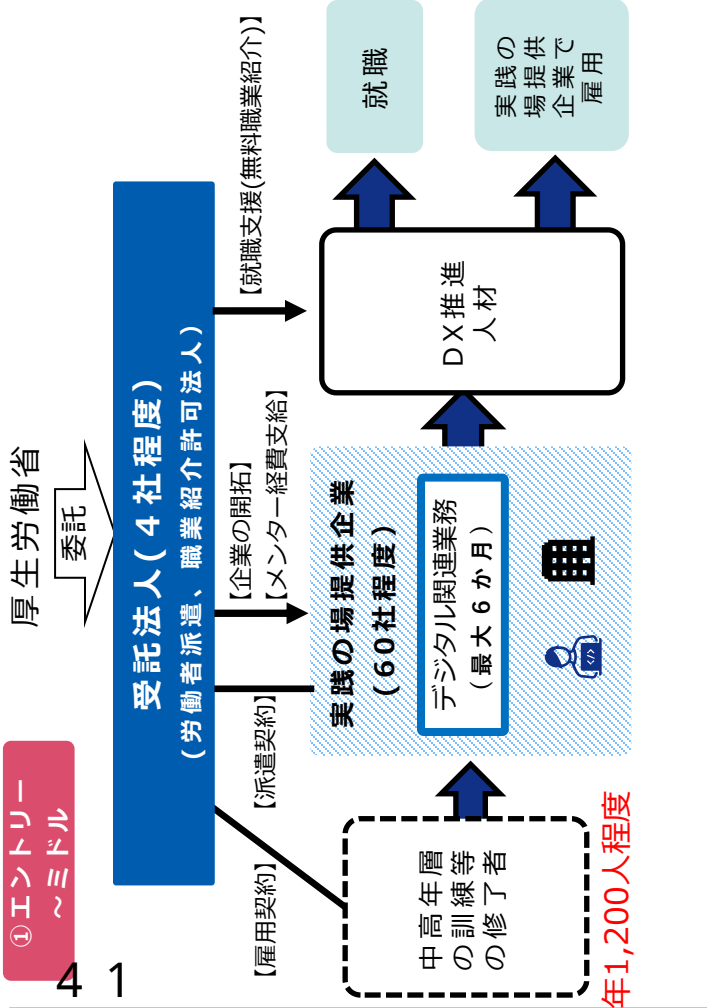
令和6年度概算要求額 13億円 (一) ※0内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

不足するデジタル人材の育成が急務である中、以下の2つのタイプの人材はOFF-JTだけでは不十分で実務経験が必要とされている。  
 ①他職種からIT人材に転職を目指す者のうち中高年齢者は、公的職業訓練等を修了し一定のスキルを得ても未経験のため就職率が低い傾向(※1)。  
 ②IT以外の産業分野の企業のDX推進のためには、企業内に、DXを推進する人材が必要だが、こうした人材は座学講座だけでは足りず、実践の場を通じて経験を積むことが必要(※2)。  
 このため、①、②のケースのための「実践の場」を創出するモデル事業を実施し、その効果・課題等を把握し、より効率的・効果的な支援の在り方を検証する。(事業実施期間：令和6年度～7年度)

※1 公共職業訓練修了後の就職率 全体20歳代68.2%、デジタル65.7%、**デジタル53.5%** (令和3年度 公共職業訓練(都道府県分))  
 ※2 デジタル人材育成のため「自社のe-ラーニング」(59.3%)を実施しているもの、「取り組んでいるがDXにつながらない」(28.2%)、「推進できる人材がない」(27.4%)傾向がある。  
 育成が必要なDX人材は「現場でDXを企画・推進するデジタル変革人材」(65.6%)、「現場でデジタルを活用できるデジタル活用人材」(46.2%)などと考えられており、現場でのアワードブックも含めた「実践的な学び」の機会が必要(パーソナルプロセス&テクノロジー株式会社「DX・デジタル人材育成トレンド調査2022」)

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



【参考資料】

## 令和6年度全国職業訓練実施計画（案）



# 令和6年度 全国職業訓練実施計画（案）

## 第1 総則

### 1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、ハローワーク、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

### 2 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### 3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

## 第2 労働市場の動向、課題等

### 1 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和5年11月現在では求人を持ち直しの動きが堅調である。一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こ

うした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応が遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

## 2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は令和5年11月末現在で3,027,813人（前年同月比98.7%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和5年11月末現在で1,404,406人（前年同月比97.5%）であった。

これに対し、令和5年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

<令和5年4月～11月>

離職者に対する公共職業訓練	73,693人（前年同期比90.9%）
求職者支援訓練	29,672人（前年同期比122.8%）
在職者訓練	56,358人（前年同期比112.5%）

## 第3 令和6年度の公的職業訓練の実施方針

令和4年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 応募倍率が低く、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること
- ③ 委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和4年度は委託訓練受講者が減少していること
- ④ デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在があること

といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、引き続き、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化を行う。

②については、IT分野、デザイン分野とも、一層のコース設定の促進を図る。デザイン分野は求人ニーズに即した効果的な訓練内容かの検討も併せて行う。また、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組む。

③については、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

④については、職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。

#### 第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

##### 1 離職者に対する公的職業訓練

###### (1) 離職者に対する公共職業訓練

###### ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数	23,000人
目標	就職率：82.5%

(委託訓練)

対象者数	118,599人
目標	就職率：75%

###### イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

###### ① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあつては、都道府県又は市町村が能開法第16条第1項または第2項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発施校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。
- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 委託訓練については、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技

術を利活用できるようにすることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コースにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

## ② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置に加え、DX 推進スキル標準に対応した訓練コースについて、委託費の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や、訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX 等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努めるとともに、開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

## ③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じ

た職業訓練を実施する。

- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

## (2) 求職者支援訓練

### ア 対象者数及び目標

対象者数 48,261 人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限 64,348 人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 58% 実践コース 63%

### イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

#### ① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練(基礎コース)及び実践的能力を習得する職業訓練(実践コース)を設定することとし、全国の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 30%程度

実践コース 訓練認定規模の 70%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野 30%、介護分野 20%を下限の目安として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等について、全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定する。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練(離職者訓練)の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の 20%以内で設定する。
- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 10%
- ・ 新規参入枠については、地域において必ず設定することとするが、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数(以下「実績枠」という。)に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。
- ・ 全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようになることが重要であるとされていることから、デジタル分野以外の全ての訓練コー

スにおいて、デジタルリテラシーの向上促進を図る。

- ・ 経済社会が急速に変化する中、一人ひとりが能力を発揮し、それに適した賃金や処遇を得られ、安定して働くことができる環境整備の一環として、必要に応じ職業能力評価制度との連動をより意識した内容とする。

## ② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、基本奨励金の上乗せ措置の対象とすることにより、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、求人ニーズに即した効果的な訓練内容になっているか、検討した上で、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの訓練窓口職員の知識の向上や訓練実施施設による事前説明会や見学会に参加できる機会の確保を図るとともに、訓練修了者の就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取り組み、十分な就職支援を実施すること。
- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

## ③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

## 2 在職者に対する公共職業訓練等

### (1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練）	65,000人
生産性向上支援訓練	48,500人

### (2) 職業訓練の内容等

- ・ 在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施する。
- ・ ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX 等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

### 3 学卒者に対する公共職業訓練

#### (1) 対象者数及び目標

対象者数 5,800 人（専門課程 3,900 人、応用課程 1,800 人、普通課程 100 人）

目標 就職率：95%

#### (2) 職業訓練の内容等

- ・ 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。特に、DX 等に対応した職業訓練コースを充実する。

### 4 障害者等に対する公共職業訓練

#### (1) 対象者数及び目標

(施設内訓練)

対象者数 2,930 人

目標 就職率：70%

(委託訓練)

対象者数 3,380 人

目標 就職率：55%

#### (2) 職業訓練の内容等

- ・ 障害者職業能力開発校においては、精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進する。
- ・ 都道府県が職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、障害者に対する職業訓練技法等の普及を推進することにより、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努

める。

- ・ 障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの設定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コース等において、障害を補うための職業訓練支援機器等を活用した場合、職場実習機会を付与した場合や就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進する。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練コースの見直しを実施する。
- ・ ハローワーク等との連携の下、在職する障害者の職業能力の開発及び向上を図るための在職者訓練の設定・周知等に努める。
- ・ 定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施する。
- ・ 「職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について」（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）を踏まえた取組を推進する。